

条例公示第 1 号

真宗本廟崇敬条例の一部を改正する条例を次のように公示する。

2025年6月27日

宗務総長	木	越	渉
参 務	古	賀	堅 志
参 務	長	峯	顕 教
参 務	佐々木		高
参 務	轡	田	普 善
参 務	山	田	孝 彦

真宗本廟崇敬条例の一部を改正する条例

真宗本廟崇敬条例（1995年条例公示第1号）の一部を次のように改正する。

第12条から第18条までを1条ずつ繰り下げ、第11条の次に次の1条を加える。

（鍵役補）

第12条 鍵役の業務を補佐するため、鍵役補を置くことができる。

2 鍵役補の任用は、宗務職制の規定による。

附 則

この条例は、2025年7月1日から施行する。